

# 集金袋規定

令和2年4月1日改定

## 1. 利用方法

- (1) この集金袋を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」といいます。）を当金庫所定の入金票および通帳等とともに、当金庫所定の集金袋（以下「集金袋」といいます。）に入れ施錠し、当金庫担当者へ交付してください。  
入金票には、氏名、口座番号、入金額、その他の必要事項を記入してください。
- (2) 集金袋は当店における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するときご利用できます。  
なお、振込、取立、両替など入金以外のものはご利用できません。

## 2. 契約期間等

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する6月末日までとし、契約期間満了日までに本人または当金庫から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

## 3. 入金記録帳発行手数料

集金袋用の入金記録帳発行の都度、当金庫店頭備え付け「手数料のご案内」記載の入金記録帳発行手数料を支払うものとし、本人が指定した預金口座から払戻しのうえ発行手数料に充当します。預金口座からの払戻しは、普通預金規定（定期性総合口座規定を含みます）、当座勘定規定または当座貸越契約書および当座貸越約定書、その他当金庫が定める他の規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とします。

## 4. 預金への受入処理

- (1) 集金袋内の現金・証券類は、当金庫の担当者が帰店後、当金庫が算当確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が、当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうへは、当金庫はその責任を負いません。
- (3) 集金袋ならびに通帳等は、当金庫の受入手続終了後、当金庫の担当者より返却します。

## 5. 鍵の保管等

集金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が副鍵は当金庫が保管し、集金袋の開閉に使用します。

## 6. 集金袋・鍵の喪失、毀損等

集金袋および集金袋正鍵を失ったときまたは毀損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。  
なお、この場合には修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

## 7. 損害の負担等

この集金袋の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、集金袋の不完全な施錠その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。  
また、この集金袋について「1. 利用方法」に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

## 8. 解約等

この契約は、本人または当金庫の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。  
この場合には、集金袋および集金袋正鍵を直ちに当金庫へ返却してください。

## 9. 譲渡・転貸等の禁止

この集金袋の利用権は、譲渡・転貸または質入れすることはできません。  
なお、集金袋および集金袋正鍵についても同様とします。

## 10. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定・普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

## 11. 規定の変更等

- (1) この規定は、民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、本規定の各条項および取引期間、手数料その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、同法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更できるものとします。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1ヵ月以上の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上